

令和2年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について（概要）

1 改定の理由

被保険者の減少や高齢化の進展等による保険税額の減少及び医療の高度化、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加の影響を踏まえた国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、保険税率等を見直すものである。

2 改定の内容

- (1) 課税限度額の引上げ（武蔵野市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第8条、第16条関係）

項目	改正前	改正後	(参考)
			令和元年度 法定限度額
基礎（医療）分	58万円	61万円	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	（改正なし）	19万円
介護納付金分	16万円	（改正なし）	16万円

法定限度額：地方税法施行令第56条の88の2に規定する限度額

改正については、例年12月頃決定される。

- (2) 被保険者所得割率の引上げ（条例第9条、第11条関係）

項目	改正前	改正後
基礎（医療）分	4.90%	5.00%
後期高齢者支援金分	1.75%	1.80%
介護納付金分	1.45%	1.50%

- (3) 被保険者均等割額の引上げ（条例第10条、第12条、第16条関係）

項目	改正前	改正後
基礎（医療）分	24,200円	25,900円
（7割軽減後の額）	7,260円	7,770円
（5割軽減後の額）	12,100円	12,950円
（2割軽減後の額）	19,360円	20,720円

後期高齢者支援金分	9,000円	9,800円
（7割軽減後の額）	2,700円	2,940円
（5割軽減後の額）	4,500円	4,900円
（2割軽減後の額）	7,200円	7,840円
介護納付金分	11,700円	12,200円
（7割軽減後の額）	3,510円	3,660円
（5割軽減後の額）	5,850円	6,100円
（2割軽減後の額）	9,360円	9,760円

(4) 子どもに係る均等割額相当額の減免制度の創設

4月2日現在で18歳未満である被保険者が2人以上いる世帯で、かつ、擬制世帯主を含む前年の所得額が300万円未満のものに対し、当該18歳未満である被保険者の2人目に係る均等割額の5割相当額（軽減世帯については軽減相当額を除く。以下同じ。）及び3人目以降に係る均等割相当額を免除する。

3 施行期日等

令和2年4月1日

令和元年第4回市議会定例会に条例改正を提案予定

なお、改定後の税率等は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。